

統計課資料
統農第58号
令和6年8月発行

2023年漁業センサス調査結果概要（概数值）

海面漁業調査

（調査期日 令和5年11月1日）

令和6年8月30日

福島県企画調整部統計課

目 次

[利用上の注意]	1
[概 要]	
海面漁業経営体の基本構成	3
1 海面漁業経営体	
(1) 経営体階層別の経営体数	4
(2) 漁業種類別の経営体数	4
(3) 経営組織別の経営体数	6
(4) 漁獲販売金額別の経営体数	6
2 漁業従事者	7
3 漁船	7
[統 計 表]	
○ 漁業経営体統計	
1 経営体階層別	
(1) 漁業経営体の基本構成(総括)	10
(2) 販売金額1位の漁業種類別経営体数	12
(3) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数	14
2 経営組織別	
(1) 漁業経営体の基本構成(総括)	16
3 地域等別	
(1) 漁業経営体の基本構成(総括)	18
○ 漁船に関する統計	
1 経営体階層別	
(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数	20
[用語の解説]	22

[利用上の注意]

1 2023 年漁業センサスの概要

(1) 調査の目的及び沿革

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

1949 年（昭和 24 年）に始まり、1963 年（昭和 38 年）以降は 5 年ごとに実施しており、これまでに 15 回実施している。

(2) 根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づいて実施している。

(3) 調査期日

令和 5 年（2023 年）11 月 1 日現在（流通加工調査は令和 6 年 1 月 1 日現在）で実施。

(4) 調査体系の概要

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の 3 つの調査で構成される。

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象

地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

(5) 調査の実施市町

2023 年及び 2018 年調査においては、調査対象である福島県沿海 10 市町（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町）のうち、漁業経営体が存在しないことが判明した広野町、檜葉町、大熊町、双葉町の 4 町においては調査を実施しなかった。

なお、2013 年調査においては、東京電力福島第一原子力発電所事故により市町の全域又は大半が帰還困難区域に指定されている檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び 2008

年調査で海面漁業経営体が存在しなかった広野町を調査対象から除外した。(福島県沖では同事故の影響で漁業が自粛されているため、相馬市・南相馬市・新地町については、試験操業に従事した日数も含め、調査の対象となる海上作業従事日数を満たす経営体はなかった。)

2 本資料利用上の注意

- (1) この結果概要は、海面漁業調査のうち、漁業経営体調査について、農林水産省から提供を受けたデータに基づく概数値である。

なお、農林水産省統計部が報告書により公表する数値をもって確定値とする。

- (2) 「概要」解説文中の各表の構成比、前回比（増減率）については、四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

- (3) 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「▲」：負数又は減少したもの

「X」：個人又は法人のその他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- (4) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が 2 以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「X」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「X」表示としている。

[概 要]

海面漁業経営体の基本構成

2013年調査においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県沖での漁業が自粛されていたため、個人経営体は、試験操業に従事した日数を含めても、調査対象となる海上作業日数を満たす経営体がなかった。このため、調査対象となった漁業経営体数は、遠洋まぐろはえ縄等を含む14の会社のみとなった。

2018年調査においては、平成24年6月以降、漁業再開に向けて実施された試験操業が拡大していることから、漁業経営体数は、377経営体となり、2013年調査に比べ大幅に増加した。

令和3年3月の試験操業終了後の2023年調査においては、漁業経営体数は421経営体となっている。

表1 海面漁業経営体の基本構成

区 分	1988年 (S63)	1993年 (H5)	1998年 (H10)	2003年 (H15)	2008年 (H20)	2013年 (H25)	2018年 (H30)	2023年 (R5)
漁業経営体数	1,304	1,141	1,040	909	743	14	377	421
漁業従事者数	5,124	3,651	3,052	2,509	1,773	409	1,106	1,015
漁船隻数	1,647	1,325	1,215	1,083	865	32	444	459

図1 海面漁業経営体の基本構成

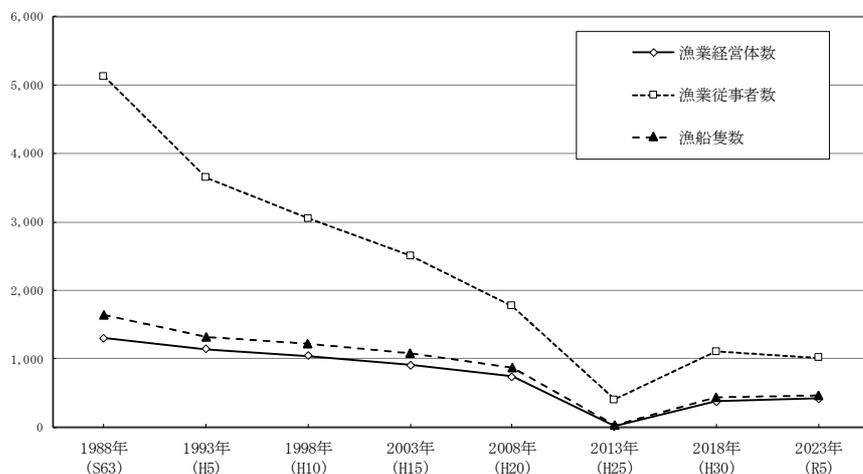


表2 海面漁業経営体の基本構成

区 分	2008年 (H20)	2013年 (H25)	2018年 (H30)	2023年 (R5)	増減 (%) (R5/H30)
漁業経営体数	743	14	377	421	11.7
個人経営体数	716	-	354	403	13.8
団体経営体数	27	14	23	18	▲21.7
漁業従事者数	1,773	409	1,106	1,015	▲8.2
漁船隻数	865	32	444	459	3.4

1 海面漁業経営体

(1) 経営体階層別の経営体数

本県の海面漁業経営体の総数は421経営体で、前回と比較して44経営体増加(+11.7%)した。前々回と比較すると407経営体増加(+2,907.1%)した。

これを経営体階層別にみると、「3トン以上5トン未満」が138経営体(構成比32.8%)と最も多く、次いで「5トン以上10トン未満」の129経営体(同30.6%)、「10トン以上30トン未満」が39経営体(同9.3%)であった。

表3 経営体階層別経営体数

区 分	2008年 (H20)		2013年 (H25)		2018年 (H30)		2023年 (R5)		増減 (%) (R5/H30)	
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)		
総 数	743	100.0	14	100.0	377	100.0	421	100.0	11.7	
漁 船 非 使 用	7	0.9	-	-	6	1.6	1	0.2	▲83.3	
漁 船 使 用	無 動 力 漁 船	5	0.7	-	-	-	-	-	-	-
	船 外 機 付 漁 船	87	11.7	-	-	36	9.5	14	3.3	▲61.1
	動 力 漁 船 使 用	565	76.0	14	100.0	282	74.8	350	83.1	24.1
	3 ^ト 未満	51	6.9	-	-	16	4.2	33	7.8	106.3
	3 ^ト 以上 5 ^ト 未満	260	35.0	-	-	98	26.0	138	32.8	40.8
	5 ^ト 以上 10 ^ト 未満	175	23.6	-	-	109	28.9	129	30.6	18.3
	10 ^ト 以上 30 ^ト 未満	56	7.5	1	7.1	41	10.9	39	9.3	▲4.9
	30 ^ト 以上 100 ^ト 未満	10	1.3	1	7.1	7	1.9	4	1.0	▲42.9
	100 ^ト 以上 500 ^ト 未満	7	0.9	5	35.7	7	1.9	4	1.0	▲42.9
500 ^ト 以上	6	0.8	7	50.0	4	1.1	3	0.7	▲25.0	
定 置 網 漁	4	0.5	-	-	-	-	-	-	-	
海 面 養 殖	75	10.1	-	-	53	14.1	56	13.3	5.7	

(2) 漁業種類別の経営体数

漁業経営体を、主とする漁業種類別にみると、「刺網」が145経営体(構成比34.4%)と最も多く、次いで「釣」が62経営体(同14.7%)、「底びき網」が61経営体(同14.5%)の順となっている。

また、これを営んだ漁業種類別にみると、延べ経営体数では、「刺網」が249経営体(構成比29.8%)、次いで「釣」が175経営体(同21.0%)、「その他の漁業」が112経営体(13.4%)の順となった。

図2 販売金額1位の漁業種類別経営体数の割合 (%)

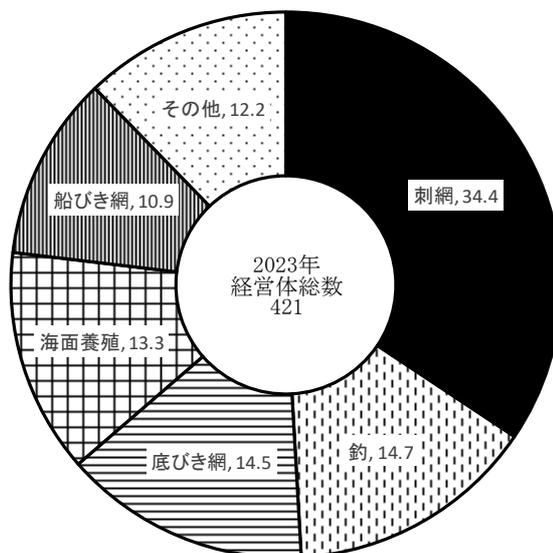


表4 販売金額1位の漁業種類別経営体数

区 分	2008年 (H20年)		2013年 (H25年)		2018年 (H30年)		2023年 (R5年)		増減 (%) (R5/H30)
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	
計	743	100.0	14	100.0	377	100.0	421	100.0	11.7
底 び き 網	120	16.2	2	14.3	57	15.1	61	14.5	7.0
船 び き 網	163	21.9	-	-	110	29.2	46	10.9	▲58.2
ま き 網	2	0.3	2	14.3	2	0.5	2	0.5	0.0
刺 網	175	23.6	-	-	47	12.5	145	34.4	208.5
さんま棒受網	7	0.9	5	35.7	4	1.1	4	1.0	0.0
は え 縄	21	2.8	5	35.7	7	1.9	8	1.9	14.3
釣	51	6.9	-	-	31	8.2	62	14.7	100.0
潜水器漁業	21	2.8	-	-	-	-	-	-	-
採貝・採藻	25	3.4	-	-	42	11.1	16	3.8	▲61.9
定置網	4	0.5	-	-	-	-	-	-	-
その他の漁業	79	10.6	-	-	24	6.4	21	5.0	▲12.5
海面養殖	75	10.1	-	-	53	14.1	56	13.3	5.7

注：「主とする漁業種類」とは、経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち販売金額1位の漁業種類をいう。

表5 営んだ漁業種類別経営体数

区 分	2008年 (H20年)		2013年 (H25年)		2018年 (H30年)		2023年 (R5年)		増減 (%) (R5/H30)
	延べ経営体数	構成比 (%)	延べ経営体数	構成比 (%)	延べ経営体数	構成比 (%)	延べ経営体数	構成比 (%)	
計	1,407	100.0	18	100.0	812	100.0	886	100.0	9.1
底 び き 網	168	11.9	2	11.1	68	8.4	82	9.3	20.6
船 び き 網	242	17.2	-	-	129	15.9	85	9.6	▲34.1
ま き 網	3	0.2	3	16.7	2	0.2	2	0.2	0.0
刺 網	310	22.0	-	-	176	21.7	249	28.1	41.5
さんま棒受網	10	0.7	7	38.9	4	0.5	4	0.5	0.0
定置網	10	0.7	-	-	-	-	-	-	-
は え 縄	44	3.1	6	33.3	14	1.7	25	2.8	78.6
釣	150	10.7	-	-	118	14.5	175	19.8	48.3
潜水器漁業	41	2.9	-	-	7	0.9	7	0.8	0.0
採貝・採藻	119	8.5	-	-	110	13.5	85	9.6	▲22.7
その他の漁業	230	16.3	-	-	119	14.7	112	12.6	▲5.9
海面養殖	80	5.7	-	-	65	8.0	60	6.8	▲7.7

(3) 経営組織別の経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、「個人経営体」が403経営体で全体の95.7%を占めている。

表6 経営組織別経営体数

区 分	2008年 (H20年)		2013年 (H25年)		2018年 (H30年)		2023年 (R5年)		増減 (%) (R5/H30)
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	
総 数	743	100.0	14	100.0	377	100.0	421	100.0	11.7
個 人 経 営 体	716	96.4	-	-	354	93.9	403	95.7	13.8
会 社	19	2.6	14	100.0	14	3.7	10	2.4	▲28.6
漁 業 協 同 組 合	3	0.4	-	-	-	-	-	-	-
漁 業 生 産 組 合	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共 同 経 営	4	0.5	-	-	9	2.4	8	1.9	▲11.1
そ の 他	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-

(4) 漁獲販売金額別の経営体数

漁業経営体を漁獲販売金額別にみると、「100万円以上500万円未満」が166経営体（構成比39.4%）と最も多く、次いで「500万円以上1,000万円未満」が80経営体（同19.0%）、「1,000万円以上2,000万円未満」が66経営体（同15.7%）の順となっている。

表7 漁業経営体別漁獲販売金額

区 分	2008年 (H20年)		2013年 (H25年)		2018年 (H30年)		2023年 (R5年)		増減 (%) (R5/H30)
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	
総 数	743	100.0	14	100.0	377	100.0	421	100.0	11.7
販 売 金 額 な し	4	0.5	-	-	3	0.8	10	2.4	233.3
100 万 円 未 満	69	9.3	2	14.3	127	33.7	57	13.5	▲55.1
100万円以上500万円未満	226	30.4	-	-	120	31.8	166	39.4	38.3
500万円以上1,000万円未満	171	23.0	-	-	76	20.2	80	19.0	5.3
1,000万円以上2,000万円未満	130	17.5	-	-	23	6.1	66	15.7	187.0
2,000万円以上5,000万円未満	94	12.7	-	-	16	4.2	29	6.9	81.3
5,000万円以上1億円未満	23	3.1	-	-	2	0.5	4	1.0	100.0
1億円以上10億円未満	24	3.2	10	71.4	8	2.1	6	1.4	▲25.0
10 億 円 以 上	2	0.3	2	14.3	2	0.5	3	0.7	50.0

2 漁業従事者

漁業従事者（11月1日現在の海上作業従事者）数は1,015人で、前回と比較して91人減少（△8.2%）した。前々回と比較すると606人増加（+148.2%）した。

新規漁業就業者は22人で、前回と比較して1人増加（+4.8%）、前々回と比較すると16人増加（+266.7%）した。

表8 漁業従事者数

区 分	2008年（H20年）		2013年（H25年）		2018年（H30年）		2023年（R5年）		増減（%） （R5/H30）
	従事者数	構成比（%）	従事者数	構成比（%）	従事者数	構成比（%）	従事者数	構成比（%）	
総 数	1,773	100.0	409	100.0	1,106	100.0	1,015	100.0	▲8.2
個人経営体	906	51.1	-	-	776	70.2	723	71.2	▲6.8
団体経営体	867	48.9	409	100.0	330	29.8	292	28.8	▲11.5

表9 新規就業者数

区 分	2008年（H20年）		2013年（H25年）		2018年（H30年）		2023年（R5年）		増減（%） （R5/H30）
	就業者数	構成比（%）	就業者数	構成比（%）	就業者数	構成比（%）	就業者数	構成比（%）	
総 数	13	100.0	6	100.0	21	100.0	22	100.0	4.8
個人経営体の自営漁業のみ	5	38.5	-	-	6	28.6	6	27.3	0.0
漁業雇われ	8	61.5	6	100.0	15	71.4	16	72.7	6.7

3 漁船

保有している漁船の総数は459隻で、前回と比較して15隻増加（+3.4%）した。前々回と比較すると427隻増加（+1,334.4%）した。

動力漁船をトン数規模別にみると、「3トン以上5トン未満」が136隻（構成比29.6%）と最も多く、次いで「5トン以上10トン未満」が129隻（同28.1%）、「10トン以上30トン未満」が35隻（同7.6%）の順となっている。

表10 漁船隻数、動力漁船トン数規模別隻数

区 分	2008年（H20年）		2013年（H25年）		2018年（H30年）		2023年（R5年）		前回比（%） （R5/H30）	
	隻 数	構成比（%）	隻 数	構成比（%）	隻 数	構成比（%）	隻 数	構成比（%）		
総 数	865	100.0	32	100.0	444	100.0	459	100.0	3.4	
無 動 力 漁 船	13	1.5	-	-	-	-	-	-	-	
船 外 機 付 漁 船	237	27.4	-	-	128	28.8	105	22.9	▲18.0	
動 力 漁 船	動力漁船計	615	71.1	32	100.0	316	71.2	354	77.1	12.0
	3 ^ト 未満	54	6.2	-	-	22	5.0	32	7.0	45.5
	3 ^ト 以上 5 ^ト 未満	284	32.8	-	-	108	24.3	136	29.6	25.9
	5 ^ト 以上 10 ^ト 未満	195	22.5	1	3.1	122	27.5	129	28.1	5.7
	10 ^ト 以上 30 ^ト 未満	42	4.9	3	9.4	36	8.1	35	7.6	▲2.8
	30 ^ト 以上 100 ^ト 未満	13	1.5	4	12.5	7	1.6	5	1.1	▲28.6
	100 ^ト 以上 500 ^ト 未満	27	3.1	23	71.9	21	4.7	17	3.7	▲19.0
500 ^ト 以上	-	-	1	3.1	-	-	-	-	-	

[統計表]

○ 漁業経営体統計

1 経営体階層別

(1) 漁業経営体の基本構成 (総括)

経営体階層	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数								
		無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船		計	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者	
				隻数	トン数		小計	男	女	小計	男	女		
		経営体	隻	隻	隻	T	人	人	人	人	人	人	人	人
県計	421	-	105	354	7,516.2	1,015	465	427	38	12	12	-	538	
漁船非使用階層	1	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	X	
漁船使用階層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無動力漁船のみ	14	-	15	-	-	8	8	7	1	-	-	-	-	
船外機付漁船使用	6	-	-	6	2.7	4	4	4	-	-	-	-	-	
1トン未満	27	-	1	26	45.3	19	18	18	-	-	-	-	1	
1～3	138	-	7	133	617.4	175	134	129	5	4	4	-	37	
3～5	129	-	4	126	807.9	226	161	153	8	2	2	-	63	
5～10	39	-	3	40	630.9	189	46	46	-	5	5	-	138	
10～20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20～30	4	-	-	4	149.0	18	3	3	-	1	1	-	14	
30～50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
50～100	3	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	X	
100～200	1	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	X	
200～500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
500～1,000	3	-	-	14	4,268.0	184	-	-	-	-	-	-	184	
1,000～3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
海面養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
にじます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他のさけ・ます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ぶり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ひらめ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
くろまぐろ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の魚類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
かき類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の貝類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
くるまえび養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ほや類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
わかめ類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
のり類養殖	56	-	75	-	-	107	91	67	24	-	-	-	16	
その他の海藻類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
沿岸漁業層計	371	-	102	291	1,473.3	539	416	378	38	6	6	-	117	
海面養殖層計	56	-	75	-	-	107	91	67	24	-	-	-	16	
上記以外の沿岸漁業層計	315	-	27	291	1,473.3	432	325	311	14	6	6	-	101	
中小漁業層計	47	-	3	49	1,774.9	292	49	49	-	6	6	-	237	
大規模漁業層計	3	-	-	14	4,268.0	184	-	-	-	-	-	-	184	

○ 漁業経営体統計

1 経営体階層別

(2) 販売金額1位の漁業種類別経営体数

経営体階層	計	底びき網					まき網					刺網			はえ縄									
		遠洋底びき網	以西底びき網	併合底びき網		小型底びき網	船びき網	大中型まき網			中・小型まき網	さけ・ます流し網	かじき等流し網	その他の刺網	さんま棒受網	大型定置網	さけ定置網	小型定置網	その他の網漁業	遠洋まぐろはえ縄	近海まぐろはえ縄	沿岸まぐろはえ縄	その他のはえ縄	
				1そうびき	2そうびき			1そうまきその他	2そうまき															
果	計	421	-	-	31	-	30	46	-	2	-	-	-	-	145	4	-	-	-	-	1	-	-	7
漁船	使用階層	1	-	-	X	-	X	X	-	X	-	-	-	-	X	X	-	-	-	-	X	-	-	X
無動力船	使用階層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動力船	使用階層	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	未満	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1～3	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3～5	138	-	-	-	-	9	17	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	5～10	129	-	-	-	-	12	28	-	-	-	-	-	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	10～20	39	-	-	27	-	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20～30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30～50	4	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50～100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100～200	3	-	-	X	-	X	X	-	X	-	-	-	-	X	X	-	-	-	-	X	-	-	X
	200～500	1	-	-	X	-	X	X	-	X	-	-	-	-	X	X	-	-	-	-	X	-	-	X
	500～1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1,000～3,000	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
	3,000ト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3,000ト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大型	定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型	定置網	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海面	養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚	類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぎんざけ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	にじます	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他のさけ・ます	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ぶり類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	まだい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ひらめ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	とらふぐ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	くろまぐろ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の魚類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ほたてがい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	かき類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の貝類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	くるまえび	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ほや類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の水産動物類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	こんぶ類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	わかめ類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	のり類	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の海藻類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真珠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真珠母貝	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沿岸	漁業層計	371	-	-	-	-	21	45	-	-	-	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	7
海面	養殖層計	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外	沿岸漁業層計	315	-	-	-	-	21	45	-	-	-	-	-	-	145	-	-	-	-	-	-	-	-	7
中小	漁業層計	47	-	-	31	-	9	1	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大規模	漁業層計	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○ 漁業経営体統計

1 経営体階層別

(3) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別経営体数

経営体階層		計	販売金額 なし	100万円 未満	100～300	300～500	500～800	800～ 1,000
県	計	421	10	57	109	57	54	26
漁船非使用階層		1	X	X	X	X	X	X
漁船無動力漁船のみ		-	-	-	-	-	-	-
漁船外機付漁船		14	1	3	5	3	1	1
動力漁船使用								
1トン未満		6	-	4	1	-	1	-
1～3		27	-	8	13	3	3	-
3～5		138	2	17	43	26	21	9
5～10		129	4	3	25	16	24	14
10～20		39	2	2	1	1	-	-
20～30		-	-	-	-	-	-	-
30～50		4	-	-	-	-	-	-
50～100		-	-	-	-	-	-	-
100～200		3	X	X	X	X	X	X
200～500		1	X	X	X	X	X	X
500～1,000		-	-	-	-	-	-	-
1,000～3,000		3	-	-	-	-	-	-
3,000トン以上		-	-	-	-	-	-	-
大	型	-	-	-	-	-	-	-
小	型	-	-	-	-	-	-	-
海	面							
魚	類							
ぎんざけ	養殖	-	-	-	-	-	-	-
にじます	養殖	-	-	-	-	-	-	-
その他のさけ・ます	養殖	-	-	-	-	-	-	-
ぶり類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
まだい	養殖	-	-	-	-	-	-	-
ひらめ	養殖	-	-	-	-	-	-	-
とらふぐ	養殖	-	-	-	-	-	-	-
くろまぐる	養殖	-	-	-	-	-	-	-
その他の魚類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
ほたてがい	養殖	-	-	-	-	-	-	-
かき類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
その他の貝類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
くるまえび	養殖	-	-	-	-	-	-	-
ほや類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
こんぶ類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
わかめ類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
のり類	養殖	56	-	20	21	8	4	2
その他の海藻類	養殖	-	-	-	-	-	-	-
真珠	養殖	-	-	-	-	-	-	-
真珠母貝	養殖	-	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層	計	371	8	55	108	56	54	26
海面養殖層	計	56	-	20	21	8	4	2
上記以外の沿岸漁業層	計	315	8	35	87	48	50	24
中小漁業層	計	47	2	2	1	1	-	-
大規模漁業層	計	3	-	-	-	-	-	-

単位：経営体 百万円

1,000～1,500	1,500～2,000	2,000～5,000	5,000万円 ～1億円	1～2	2～5	5～10	10億円 以上	(参考) 平均販売 金額
47	19	29	4	4	2	-	3	23
X	X	X	X	X	X	-	X	X
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	-	-	2
14	1	5	-	-	-	-	-	6
29	7	7	-	-	-	-	-	9
3	9	16	3	2	-	-	-	33
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	2	1	1	-	-	-	-	36
-	-	-	-	-	-	-	-	-
X	X	X	X	X	X	-	X	X
X	X	X	X	X	X	-	X	X
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	3	1,700
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-	-	3
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
44	8	12	-	-	-	-	-	6
1	-	-	-	-	-	-	-	3
43	8	12	-	-	-	-	-	6
3	11	17	4	4	2	-	-	52
-	-	-	-	-	-	-	3	1,700

○ 漁業経営体統計

2 経営組織別

(1) 漁業経営体の基本構成（総括）

経営組織	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数							
		無動力 漁船 隻数	船外機 付漁船 隻数	動力漁船		計	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者
				隻数	トン数		小計	男	女	小計	男	女	
		経営体	隻	隻	隻	T	人	人	人	人	人	人	人
県計	421	-	105	354	7,516.2	1,015	465	427	38	12	12	-	538
個人経営体	403	-	104	324	2,139.4	723	465	427	38	-	-	-	258
会社	10	-	1	22	5,335.6	283	-	-	-	6	6	-	277
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共同経営	8	-	-	8	41.2	9	-	-	-	6	6	-	3
その他の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

陸上作業最盛期の陸上作業従事者数												新規就業者数			
計	男	女	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者			計	個人経営体の自家漁業のみ	うち11月1日現在の海上作業従事者	漁業雇われ
			小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1,132	739	393	754	527	227	20	17	3	358	195	163	22	6	6	16
990	616	374	754	527	227	-	-	-	236	89	147	18	6	6	12
131	115	16	-	-	-	11	9	2	120	106	14	4	-	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	8	3	-	-	-	9	8	1	2	-	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○ 漁業経営体統計

3 地域等別

(1) 漁業経営体の基本構成 (総括)

市区町村・	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数							
		無動力 漁船隻 数	船外機 付漁船 隻数	動力漁船		計	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者
				隻数	トン数		小計	男	女	小計	男	女	
	経営体	隻	隻	隻	T	人	人	人	人	人	人	人	人
福島県	421	-	105	354	7,516.2	1,015	465	427	38	12	12	-	538
新地町	25	-	-	25	135.4	53	43	40	3	-	-	-	10
相馬市	204	-	80	144	1,121.2	461	284	256	28	6	6	-	171
南相馬市	33	-	-	34	189.9	52	26	24	2	4	4	-	22
浪江町	17	-	-	17	92.4	11	2	2	-	-	-	-	9
双葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大熊町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富岡町	5	-	-	5	28.2	9	8	8	-	-	-	-	1
楡葉町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
いわき市	137	-	25	129	5,949.1	429	102	97	5	2	2	-	325

陸上作業最盛期の陸上作業従事者数												新規就業者数			
計	男	女	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者			計	個人経営体の自家漁業のみ	うち11月1日現在の海上作業従事者	漁業雇われ
			小計	男	女	小計	男	女	小計	男	女				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1,132	739	393	754	527	227	20	17	3	358	195	163	22	6	6	16
72	53	19	61	42	19	-	-	-	11	11	-	1	-	-	1
576	309	267	398	260	138	3	2	1	175	47	128	11	4	4	7
90	54	36	69	45	24	5	4	1	16	5	11	1	1	1	-
33	20	13	33	20	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	9	-	8	8	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
352	294	58	185	152	33	12	11	1	155	131	24	9	1	1	8

○ 漁船に関する統計

1 経営体階層別

(1) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

経営体階層	計	無動力漁船	船外機付漁船					
				計	1トン未満	1～3	3～5	5～10
県計	459	-	105	354	6	26	136	129
漁船非使用階層	-	-	-	-	-	-	-	-
無動力漁船のみ	-	-	-	-	-	-	-	-
船外機付漁船	15	-	15	-	-	-	-	-
動力漁船使用								
1トン未満	6	-	-	6	6	-	-	-
1～3	27	-	1	26	-	26	-	-
3～5	140	-	7	133	-	-	133	-
5～10	130	-	4	126	-	-	1	125
10～20	43	-	3	40	-	-	2	4
20～30	-	-	-	-	-	-	-	-
30～50	4	-	-	4	-	-	-	-
50～100	-	-	-	-	-	-	-	-
100～200	3	-	X	X	X	X	X	X
200～500	2	-	X	X	X	X	X	X
500～1,000	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000～3,000	14	-	-	14	-	-	-	-
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-
大型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
中大型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
小型定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
海面養殖								
魚類養殖								
ぎんざけ	-	-	-	-	-	-	-	-
にじます	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のさけ・ます	-	-	-	-	-	-	-	-
ぶり類	-	-	-	-	-	-	-	-
まだい	-	-	-	-	-	-	-	-
ひらめ	-	-	-	-	-	-	-	-
とらふぐ	-	-	-	-	-	-	-	-
くろまぐろ	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の魚類	-	-	-	-	-	-	-	-
ほたてがい	-	-	-	-	-	-	-	-
かき類	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の貝類	-	-	-	-	-	-	-	-
くるまえび	-	-	-	-	-	-	-	-
ほや類	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類	-	-	-	-	-	-	-	-
こんぶ類	-	-	-	-	-	-	-	-
わかめ類	-	-	-	-	-	-	-	-
のり類	75	-	75	-	-	-	-	-
その他の海藻類	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計	393	-	102	291	6	26	134	125
海面養殖層計	75	-	75	-	-	-	-	-
上記以外の沿岸漁業層計	318	-	27	291	6	26	134	125
中小漁業層計	52	-	3	49	-	-	2	4
大規模漁業層計	14	-	-	14	-	-	-	-

[用語の解説]

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 (ア) 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業層	以下の階層をいう。
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

海面養殖層 中小漁業層 大規模漁業層	<p>経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。</p> <p>経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。</p> <p>経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。</p>
漁業種類 営んだ漁業種類	<p>漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類）をいう。</p> <p>漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。</p>
漁獲物・収穫物の販売 金額	<p>業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
漁業就業者 個人経営体の自家 漁業のみ 団体経営体におけ る責任のある者 漁業雇われ	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p> <p>漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p> <p>漁業就業者のうち、団体経営体における経営主及び役員（支配人や代理を委任された人を含み、役員会に出席するだけの者は含まない。）をいう。</p> <p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
11月1日現在の海上 作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船 船外機付漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p> <p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船</p>

動力漁船

とし、他は無動力漁船とした。

推進機関を船体に固定した漁船をいう。

なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用した養殖施設までの往復
- b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し
- c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
- c 池又は水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
- e 収獲物の取り上げ作業

